

令和4年度愛知県国民健康保険事業特別会計決算について

1 決算の状況について

令和4年度の特別会計決算は、以下のとおりとなった。

<歳入>

単位：千円

	現計予算①	決算②	差引②－①	備考
国保事業費納付金	196,282,435	196,282,433	△2	各市町村が納める納付金
国庫支出金	152,777,644	154,082,107	1,304,463	療養の給付費の32%等、国の負担分
前期高齢者交付金	160,147,340	160,147,340	0	前期高齢者の偏在の影響を保険者間で調整
一般会計繰入金	38,740,473	37,359,956	△1,380,517	療養の給付費の9%等、県の負担分
その他	34,477,491	29,183,938	△5,293,553	前年度からの繰越金等
合計	582,425,383	577,055,774	△5,369,609	

【予算を下回った歳入（差引②－①）の主な理由】

その他（財政安定化基金繰入金）：市町村に交付すべき保険給付費の実績が見込みを下回り、予定していた基金の取り崩しを行わなかったため。

<歳出>

単位：千円

	現計予算③	決算④	差引③－④	備考
保険給付費等交付金	446,581,410	436,769,293	9,812,117	保険給付費を市町村に交付
後期高齢者支援金等	82,019,571	82,019,571	0	後期高齢者医療への支援金
介護納付金	33,436,499	33,436,497	2	介護保険料の納付
保健事業費	179,697	175,015	4,682	被保険者の健康増進のための事業
その他	20,208,206	17,878,189	2,330,017	前年度国庫支出金の精算、予備費等
合計	582,425,383	570,278,565	12,146,818	

【執行されなかった予算（差引③－④）の主な理由】

保険給付費等交付金：市町村に交付すべき保険給付費の実績が見込みを下回ったため。
 その他：不測の保険給付費の伸びに備えて予算計上した予備費の執行がなかったため。

2 決算剰余金について

○ 歳入決算額（577,055,774千円）と歳出決算額（570,278,565千円）の差、**約68億円（6,777,209千円）が決算剰余金**である。

○ ただし、実績より超過して交付された国庫支出金等の精算を行うため、国等に約35億円を返還する見込みであり、また、前年度（令和3年度）から繰り越された剰余金が約12億円あるため、これらを差し引くと、**単年度（令和4年度）の実質的な決算剰余金は約21億円**となる。（予算規模の約0.4%）

○ **令和6年度以降の納付金算定に活用可能な決算剰余金**については、これに以下の項目が加わり**約32億円**となる。

- ・前年度から繰り越された剰余金 約12億円（+）
- ・激変緩和措置の終了により財政安定化基金（特例基金）が今年度で終了となるが、残額のうち一部は、納付金の年度間の調整財源等に活用できることとなった。約14億円（+）
- ・市町村に交付する額等 約15億円（-）

○ ただし、令和5年度の保険給付費等の実績が予定額を上回る状況が続いており、現時点において財源が不足する見込みであることから、決算剰余金は、市町村と合意したルールに基づき、**令和5年度保険給付費等の財源に充てることとし、令和6年度の納付金算定には活用しない。**

なお、令和5年度保険給付費等の状況により結果的に残額が生じた場合は、令和7年度以降の納付金の減算等に用いる。

項目	金額
歳入決算額 ①	約5,771億円
歳出決算額 ②	約5,703億円
決算剰余金 ③=①-②	約68億円

国等への返還見込み額 ④	約35億円
前年度決算剰余金残額 ⑤	約12億円

③-④-⑤



単年度の実質的な決算剰余金 ⑥	約21億円
-----------------	-------

特例基金残額の一部 ⑦	約14億円
市町村への交付額等 ⑧	約15億円

⑥+⑦-⑧



R6以降活用可能な決算剰余金 ⑨	約32億円
------------------	-------